

改正次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の公表について

当金庫では働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画を次のとおり策定しましたので公表します。

令和7年3月13日

東栄信用金庫 行動計画

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和17年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを実施する。

<対策>

- ・令和7年4月から原則毎週水曜日をノー残業デーとする。
- ・庫内文書により周知を図る。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業等、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

<対策>

- ・庫内文書により職員への周知を図る。

目標3：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- ・リフレッシュ休暇を実施する。
(年2～3日間実施)
- ・誕生月休暇を実施する。
- ・庫内文書により職員への周知を図る。

以上